

# 知多市青少年会館指定管理者募集要項

令和6年7月

知多市福祉子ども部子ども若者支援課

# 知多市青少年会館指定管理者募集要項

## 1 募集の概要

### (1) 趣旨・目的

知多市は、知多市青少年会館（以下「会館」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び知多市青少年会館の設置及び管理に関する条例第3条により、会館の管理に関する業務を行う指定管理者を募集します。

### (2) 会館管理の基本方針

- ① 会館は、公の施設であり、その利用に際しては平等かつ公平な取り扱いをすることとします。
- ② 会館の特性にあわせて、施設の効用を最大限に発揮するよう努め、市民の信頼に応えるものとします。
- ③ 指定管理者は、会館管理について創意工夫のある企画や効率的な運営などにより、利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的で効率的な管理運営を目指すものとします。
- ④ 知多市青少年会館は、青少年の健全な育成及び地域社会の発展に寄与することを目的として青少年が気軽に集い、交流を深め、学び、自らを高める場の提供を目指すものとします。

## 2 対象となる施設の概要

- (1) 名称 知多市青少年会館
- (2) 所在地 知多市八幡字堀切91番地の1
- (3) 建物概要

敷地面積	3,180.18㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 2階建て
延床面積	822.9㎡
附属施設	自転車駐車場（2棟）83.5㎡
施設内容	1階 ホール 事務室 学習室 倉庫 多目的トイレ 他 2階 練習室 会議室（3室） 他

施設の詳細については、仕様書の別紙1「施設見取図」及び別紙2「青少年会館施設の概要」を参照してください。

## 3 指定期間、協定の締結及び経費の支払い

### (1) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

ただし、知多市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条により指定管理者の指定を取り消すことがあります。

### (2) 協定の締結、経費の支払い

- ① 指定管理業務に係る経費は、年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協議を行い、年度協定を締結した後、原則として月毎の支払いとします。

なお、協定で締結する事項は概ね以下のとおりです。

- ア 基本協定
- ・指定期間に関する事
  - ・管理運営に関する事
  - ・事業計画及び収支予算に関する事
  - ・事業報告及び収支決算に関する事
  - ・利用許可に関する事
  - ・指定の取消し等に関する事
  - ・個人情報の保護に関する事
  - ・物品の所有権の帰属に関する事
  - ・原状回復義務に関する事
  - ・損害賠償に関する事
  - ・防火管理に関する事
  - ・その他
- イ 年度協定
- ・年度協定の期間に関する事
  - ・年度管理運営業務に関する事
  - ・指定管理料に関する事
  - ・その他

- ② 市は、年度ごとに予算要求を行い、知多市議会の議決をもって次年度の予算額が確定します。

- ③ 指定管理料は、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として変更は行いません。ただし、修繕料については市が額を示しますが、年度末に余剰金が生じた場合は精算し返納となります。

- ④ 指定管理期間中に利用料金の還付請求を受けた場合、指定管理者の責任において還付するものとします。

### (3) 指定管理料

指定管理に係る経費は、会計年度ごとに年度協定を結び支払います。

単年度の指定管理料は、21,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とし、指定管理者の提案事項とします。(様式6)指定管理料には、700,000円の修繕費(精算対象経費)が含まれます。

消費税率の変更の場合には、別途協議するものとします。

## 4 会館の管理運営

### (1) 管理運営方針

指定管理者は、仕様書に従い会館の特性を踏まえた管理運営に努めてください。

### (2) 業務内容及び管理基準

業務内容及び管理基準については、仕様書を参照してください。

なお、業務内容の全部又は主要な部分(管理運営に係る統括業務)を、第三者に

対して委託し、又は請け負わせることはできません。

(3) 利用料金の帰属

指定管理者は、知多市青少年会館の設置及び管理に関する条例、条例施行規則に定める利用料金の範囲で（変更する場合は知多市の承認が必要）、自らの収入とすることができます。

(4) 青少年健全育成に係る事業の企画・立案と実施

- ① 青少年会館で継続的に実施している「こどものまち」事業の実施について、市と協議を行うこと。（②から④における自主事業とすることも可とする）
- ② 青少年の健全育成に向けて、研修会、講演会、ワークショップ等の実施に関し提案がある場合は申し出てください。
- ③ 事業実施に係る経費については指定管理料に含むものとします。
- ④ 事業計画書において提案された自主事業の可否については、基本協定を締結する際にあらためて協議するものとします。

(5) 指定管理者の指定に伴う引継業務

- ① 引継期間 令和7年1月6日から3月31日まで
- ② 業務内容等
- ③ 引継ぎに係る指定管理者の人件費等の経費は、指定管理者に指定された団体の負担とします。
- ④ 指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容を引継ぐこと。

## 5 申請資格

(1) 申請者の資格

申請者は、法人又はその他の団体（以下「団体等」という。）若しくはグループとし、個人での申請は受け付けしません。グループで申請する場合は、グループを代表する団体等を定めてください。

なお、申請者は、安全円滑に対象施設及びこれに類する施設の維持管理業務の実績を有する団体等で、県内に事業所（申請日現在）を置く団体等に限ります。

(2) 欠格事項

次に該当する団体等は、申請者となることができません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）に該当する団体
- ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤ 指定管理の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

- ⑥ 本市における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- ⑦ 国税及び地方税を滞納している者
- ⑧ 銀行取引停止を受けている者
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと（団体の役員及び施設に配属される職員も含む）

(3) 複数申請の禁止

単独で申請した団体等は、グループ申請の構成員になることはできません。  
また、複数のグループにおいて同時に構成員になることもできません。

## 6 申請方法

(1) 指定管理者の募集及び選定スケジュール

1	募集要項の配布	7月10日（水）～8月9日（金）
2	募集説明会	8月28日（水）午前10時～
3	質問受付期間	8月28日（水）～9月4日（水）
4	質問の回答	9月13日（金）
5	申請期間	9月13日（金）～9月25日（水）
6	資格審査	10月15日（火）
7	選定委員会審査	10月15日（火）
8	指定管理者候補団体の選定	10月15日（火）
9	議会議決	12月下旬
10	指定の通知	12月下旬

(2) 募集要項の配布

募集要項や業務仕様書等の資料は、令和6年7月10日（水）～8月9日（金）に下記の場所で配布及び知多市公式ホームページにて公開します。

- ① 配布場所 知多市福祉子ども部子ども若者支援課（知多市役所1階）
- ② 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
（土、日、祝日を除く）
- ③ その他 申請書類（様式1～8）の電子データを希望する場合は、お問合せください。

(3) 募集説明会

申請者を対象とし8月28日（水）に説明会を開催します。

申請予定団体等は、必ず参加してください。説明会に出席しない団体等からの申請は、一切受け付けできません。

- ① 会場 知多市役所 1階多目的会議室
- ② 時間 午前10時から
- ③ 出席者 1申請者につき2名までとします。
- ④ 連絡先 知多市福祉子ども部子ども若者支援課（電話 0562-36-2656）

⑤ 説明会への参加希望者は、8月16日（金）までに様式8で申込みください。

(4) 募集に関する質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けします。

① 受付期間 令和6年8月28日（水）から9月4日（水）までとし、最終日は午後5時までに必着とします。

② 受付方法 質問書(様式7)に記入のうえ、電子メールにて送付してください。

③ 次に掲げるものには回答しないこととします。

ア 単なる意見に過ぎない内容のもの

イ 誹謗中傷の類が含まれるもの

(5) 募集要項に関する質問の回答

質問に関する回答は、9月13日（金）までに申請者へ電子メールにより回答します。回答が遅れる場合は別途連絡します。

(6) 申請書類の提出

申請する団体等は以下の書類を提出してください。

【申請書類】

① 指定管理者指定申請書 ※原本のみ	様式1
② 指定申請に係る誓約書	様式2
③ 団体等の概要	様式3
④ 施設又は類似施設の主な管理業務実績 ・直近3年間以内の実績を記載すること。	様式4
⑤ 事業計画書 ・令和7年度から令和11年度の事業計画について提案すること。	様式5
⑥ 施設の管理に係る収支予算書	様式6
⑦ 定款、寄付行為又はこれらに類する書類 ・非法人の場合は、団体の規約	任意様式
⑧ 経営状況に関する書類（貸借対照表及び損益計算書） ・直近の会計年度のもの	
⑨ 法人登記簿の謄本 ※原本のみ ・法人以外の場合は、これに類するもの	各種証明書
⑩ 納税証明書 ※原本のみ ・国税及び地方税 ・納税義務がない場合はその旨を記載した申立書	

【提出部数】 提出部数は、正本1部、副本7部（複写可）の計8部

【提出期日】 令和6年9月13日（金）から9月25日（水）午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

【提出窓口】 知多市福祉子ども部子ども若者支援課（直接ご持参ください。）

(7) 申請書類の扱い

① 著作権

申請者から提出された申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、本市が指定管理者制度導入により会館の管理内容を公表する場合及びその他必要と認める際には、その全部又は一部を無償で使用できるものとします。

② 特許権等

申請にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとします。

③ 返却

申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

## 7 指定管理者の選定等

### (1) 選定の進め方

① 書類確認

ア 申請書類の提出後、事務局にて申請団体の参加資格要件を満たしているか審査を行います。

イ 書類確認においては、必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の請求等を行うことがあります。

ウ 結果は、10月8日（火）までに申請団体に通知します。

② 指定管理者選定委員会による審査

参加資格要件を満たしていると認められた申請団体は、プレゼンテーション（プロジェクター使用可）を実施します。

ア 日 時 令和6年10月15日（火）午後1時30分から

イ 場 所 知多市役所 1階多目的会議室

プレゼンテーションは、提出した事業計画書の内容を選定委員に説明し、選定委員の質問に回答してください。

審査後、指定管理者候補団体を選定します。

③ 選定結果の通知及び公表

選定結果は、決まり次第速やかに文章にて通知をします。また、同結果につきましては、ホームページ等で指定管理者候補団体名、評価合計点、選定理由等を公表します。

④ 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、令和6年12月知多市議会での議決を経て行います。議決後、指定管理者は市と詳細について協議し、基本協定及び年度協定を締結します。

### (2) 選定の基準等

① 指定管理者の選定は以下の基準に基づいて行います。

ア 利用者の平等な利用の確保及びWi-Fi回線を整備するなど、サービスの向上が図られているか。

イ 施設の効用が最大限に発揮されているか。

ウ 施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られているか。

エ 安定的に管理を行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、  
又は確保できる見込みがあるか。

オ 施設の管理を行うに当たり、十分な実績があるか。

② 選定基準及び配点

選定基準	審査の視点	対応様式	配点
① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること			25
公共性・公平性に基づいた利用の確保	・子どもや高齢者、障がい者等へ配慮し、誰もが平等に利用できる仕組みがある。	様式5 (ア)	
利用者本位のサービス提供	・利用者の利便性向上に向けての取組を実践・実行できる仕組みがある。		
② 施設の効用を最大限に発揮するものであること			25
利用促進活動	・利用促進に向けた実現可能な方策がある、又は取組みに努めている。	様式5 (イ)	
利用状況改善及び有効利用	・利用者数増、施設稼働拡大及び有効利用について、実現可能な方策がある。		
青少年健全育成への取組	・若者支援センター業務への協力体制が示されている。 ・青少年健全育成に係る事業の実施に向けた企画・立案がなされている。		
③ 施設の適切な維持及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること			15
適正な維持管理	・安全かつ効率的に業務を遂行するための計画が作成されている。	様式5 (ウ) 及び 様式6	
効率的な管理運営及び事業計画	・効率的な施設管理に向けた中長期計画や実施・改善計画が明記されている。		
④ 安定的に管理を行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、 又は確保できる見込みがあること			15
資本金、経営力	・天災等不測の事態が生じても、継続して施設運営を行うに必要な自己資本がある。	様式5 (エ)	
公共サービス事業のビジョンと計画が明確	・市の計画等を踏まえた当該施設分野の事業計画が策定されている。		
⑤ 施設の管理を行うに当たり、十分な実績があること			20
実績	・類似施設の管理運営を現在担っている、又は担ったことがある。	様式4 及び 様式5	
自己評価及び危機管理	・自己評価制度を実行し、PDCAマネジメント等の事業改善に意欲的であるとともに、緊急時に即応できる事業体全体及び施設ごとの危機管理体制が整っている。 ・プライバシーマークの認定を受けているか、ISO27001を取得している。		

### ③ 情報公開

本募集に係る申請者から提出された指定管理者指定申請書を始めとする関係書類は、求めがあった場合、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づき、公開することになります。

## 8 事業評価

利用者の満足度調査や事業報告書等をもとに、管理運営内容を評価します。評価に際しては、市が立入検査をしたり、必要な措置を講ずる通知や勧告をしたりする場合があります。それに従わないときは、指定期間中であってもその指定を取り消すことがあります。

## 9 その他

- (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (2) 指定管理者候補団体等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (3) 指定管理者が、協定の締結までに、事業の履行が確実にないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (4) 申請受付後に、申請を辞退する場合は、辞退届を提出してください。
- (5) 申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

## 10 問合せ先

知多市福祉子ども部子ども若者支援課

〒478-8601 知多市緑町1番地

T E L 0562-36-2656（直通）

F A X 0562-33-8844

E-mail kodomo@city.chita.lg.jp